

長久手市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、長久手市（以下「市」という。）が管理する公共施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の導入について、適正かつ透明な運営を図ることを目的とします。

2 定義

- 1 本ガイドラインにおいて、ネーミングライツとは、事業者が対価を支払うことにより、公共施設の名称の全部または一部に愛称を命名する権利を取得することをいいます。
- 2 ネーミングライツを取得した企業等を、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）といいます。
- 3 パートナーが支払う対価を、ネーミングライツ料といいます。
- 4 事業者とは1年以上継続して事業を営んでいる企業又は法人をいいます。

3 目的

ネーミングライツは、以下の目的に沿って導入するものとします。

- (1) 市の財源確保
- (2) 地域振興及び市の知名度向上
- (3) 市民サービス向上及び公共事業の活性化

4 対象施設

- 1 ネーミングライツの対象は、市が管理する文化施設、スポーツ施設等の公共施設及び公園、道路等のインフラ施設（以下「対象施設」という。）とします。ただし、市が公募した対象施設以外の施設を対象とした申出を妨げるものではありませんが、庁舎、学校等、施設の性質上、愛称を付することが適当でない施設は、対象施設から除くものとします。
- 2 ネーミングライツを導入しようとする対象施設が指定管理者制度を導入している場合は、施設管理上の支障等が生じないようにするため、当該指定管理者と協議及び調整を行うものとします。

5 基本的な考え方

- 1 パートナーは、ネーミングライツ事業について、対象施設の本来の目的に支障を生じさせないように実施するとともに、対象施設の公共性を考慮し、社会

的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければいけません。

- 2 ネーミングライツの付与は、対象施設の所有権に影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡又は貸与することはできません。

6 ネーミングライツ料の算定

ネーミングライツ料は、対象施設の利用状況等を踏まえ、他自治体の類似施設の例を参考にして、施設ごとに最低募集価格を設定するものとします。

7 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則として5年以上とします。ただし、指定管理者制度の導入施設については、指定期間を考慮して適切な期間を設定するものとします。

8 愛称

- 1 ネーミングライツの導入により命名される愛称は、対象施設の利用者である市民等の理解が得られるものとし、別表第1に掲げる愛称は使用することはできないものとします。
- 2 対象施設の特性に応じて、正式名称の併記を義務づけたり、愛称に施設の所在地やキーワードを含める等、必要な条件を設定します。
- 3 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は行わないものとします。ただし、パートナーの法人名の変更など、特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

9 応募資格

応募資格はガイドライン第2項第4項に規定する事業者とします。ただし次の号に掲げる者は応募資格を満たさないものとします。

- (1) 別表第2に掲げる業種又は事業者である者
- (2) その他、パートナーとして不適当であると市長が認める者

10 パートナーの募集方法

- 1 パートナーは原則、公募とし、以下の方法により募集します。

- (1) 施設特定型

市が選定した対象施設について募集する方式

- (2) 事業者提案型

対象施設（施設特定型で募集するものを除く）について、事業者からの提案を受ける方式

- 2 募集にあたっては、対象施設ごとに施設概要や最低募集価格、愛称の命名条件等、本ガイドラインに定める内容以外に募集に必要な事項を定めた要項を作成し、市の広報誌及びホームページ等へ掲載することにより、広く応募者を募集します。
- 3 募集期間は原則30日以上とし、募集要項等を作成し、広報誌及びホームページ等を通じて広く周知します。
- 4 公募の結果、応募がなかった場合は、募集要項等に定める条件を見直した上で、再度の公募を実施することができるものとします。

11 選定方法等

パートナーの選定は、以下のとおり実施することを基本とし、事案ごとに募集要項等により詳細を決定します。

(1) 選定委員会の設置

対象施設を所管する部局の職員等から構成される選定委員会を設定し、優先交渉権者について審査及び選定を行います。また、必要に応じて有識者等の出席を求めることができるものとします。

(2) 審査

選定委員会は、応募資格を審査した上で、次の内容を書類審査によって総合的に評価し、必要に応じて応募者にヒアリングを行い審査するものとします。

また、審査にあたっては、事案ごとに審査基準を定めるものとしますが、主な審査項目は次のとおりとします。

ア ネーミングライツ料

市の希望に応じた金額か 等

イ 応募法人の状況

(ア) 応募資格を満たしているか

(イ) 財務状況及び経営状況（ネーミングライツ料の支払いは可能か）

(ウ) 地域貢献や地域振興等に対する理念 等

ウ 応募理由

当該対象施設の設置目的や利用状況を適切に把握し、当該対象施設にとって有益な理由となっているか 等

エ 愛称

(ア) 当該対象施設にふさわしく、市民にとって親しみやすい、分かりやすい、呼びやすいものか

(イ) 施設の管理運営上に支障が生じないか 等

オ その他、審査において必要な事項

(3) 指定管理者との調整

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者との調整を要する事項について、必要に応じて協議することとします。なお、募集要項等において、指定管理者と事業目的が競合する者等は、優先交渉権者にならない可能性がある旨を記載しておくこととします。

(4) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができる者として、審査結果を基に応募者の中から選定します。優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と締結に向けて交渉するものとします。

12 パートナーの決定及び公表

- 1 優先交渉権者との協議が整った場合、パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。
- 2 契約締結後、当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページで公表します。
- 3 契約締結したパートナーは、契約期間終了後の次期の契約に際して、優先的に交渉することができるものとします。

13 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとし、詳細な内容は市と協議の上決定します。

	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更及び新設		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

14 契約の解除

- 1 次の各号によりネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、市は契約満了を待たず、パートナーとの契約を解除できるものとします。
 - (1) パートナーが長久手市広告掲載要項第3条第3項に掲げる者に該当する又は該当することが明らかになったとき。
 - (2) パートナーの社会的信頼を損なう行為等により、市又は対象施設のイメージが損なわれ、又は損なわれるおそれがあるとき。
 - (3) パートナーが自己の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難で

ある旨の申し出があり、市長がやむを得ないと認めるとき。

(4) 契約により指定する期日までに、ネーミングライツ料が納入されないとき。

(5) 前4項に掲げる場合のほか、パートナーにネーミングライツを付与することが適当でないと認められるとき。

2 契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

15 その他

1 納付された契約金は還付しません。ただし、特別な理由があると認められるときは、契約期間の残存期間に応じて、その一部を還付することができるものとします。

2 パートナーが設置及び変更等を行った看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、パートナーが負担するものとします。

3 その他、契約書等に定めのないリスクが生じた場合は、市とパートナーが協議し決定します。

16 ネーミングライツ事業全般に関する問合せ先

長久手市市長公室企画政策課行政マーケティング推進室

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

電話 0561-56-0634（直通）

FAX 0561-63-2100

E-mail seisaku@nagakute.aichi.jp

別表第 1

使用できない愛称

(1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
(4) 政治性のあるもの
(5) 宗教性のあるもの
(6) 個人又は団体等についての主義又は主張にあたるもの（意見広告を含む。）
(7) 国内世論が大きく分かれているもの
(8) 責任の所在が不明確なもの
(9) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
(10) 内容が不明確であるもの
(11) 個人の氏名を広告するもの
(12) 他社の商品又は役務を比較対象として表示したもの
(13) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
(14) その他広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

別表第 2

応募資格

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
(2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
(3) たばこに係る業種又は事業者
(4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
(5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の事業者
(7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
(8) 本市から指名停止措置を受けている事業者
(9) 占い又は運勢判断に係る業種又は事業者
(10) 商品先物取引に係る業種又は事業者
(11) 興信所・探偵事務所等に係る事業者
(12) 債権取立て、示談引受け等をうたった事業者
(13) 市税を滞納している事業者
(14) 法令等に違反している事業者
(15) 役員等（法人にあたっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による 不当な行為等の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。） 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではない が暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちなが ら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うもの（以下「暴力団関係者」 という。）が いると認められる事業者
(16) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその事業者の経営又は 運営に実質的に関与していると認められる事業者
(17) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若し くは運営に実質的に関与していると認められる事業者を利用するなどしていると認め られる事業者
(18) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運 営に実質的に関与している事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる事業者
(19) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し

ていると認められる事業者
(20) 役員等又は使用人が、第 15 号から前号までのいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者